

積立型定期預金規定集

【目次】

積立型定期預金共通規定.....	(P. 1)
総合口座と組合わせてご利用される方のために.....	(P. 7)
積立型定期預金規定（うるおい）.....	(P. 7)
積立型定期預金規定（しあわせ）.....	(P. 9)
積立型定期預金規定（元気ですくすく）.....	(P.12)

積立型定期預金共通規定

本規定集に記載されております、各積立型定期預金規定には下記規定を共通して適用させていただきます。

1.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金は、第10条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第4項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類（以下、「証券類」といいます）を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りになったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

3.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときには、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所、その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

4.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も同様に当店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届け出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届け出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. (印鑑照合等)

(1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましょう。例えば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) なお、預金者は盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

6. (盗難通帳による払戻し等)

(1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」という)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の家族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳より不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

7. (規定の準用)

この預金取引についてはこの規定の定めによるほか、当行の定期預金規定により取扱います。

8. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金取引にかかるいっさいの権利および通帳については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

9. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって届出てください。当該預金者が当行に届出た在留期間が経過した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前 2 項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 1 年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前 4 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

10. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行に提出してください。ただし、当該預金口座の残高が当行所定の金額に満たない場合には、預金者本人による手続きの場合に限り、当行所定の本人確認書類を当行所定の方法で提示いただき、本人確認を行なったうえで解約できることとします。
- (3) 前項の解約の手續に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① この預金の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E その他AからDに準ずる行為
- ④法令で定める本人確認等における確認事項、および第9条第1項で定める当行の求めに対する預金者からの各種回答や提出された資料が偽りである場合
- ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑥第9条第1項から第4項に定める取引の制限が、1年以上に亘って解消されない場合

11. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書の場合は受取欄に、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に、届出の印章により記名押印して(通帳の場合は通帳とともに)直ちに当店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下、「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 払戻し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払戻し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと
(当行からの利子の支払に係るものを除きます。)
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。)
A 公告の対象となる預金であるかの該当性
B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申出にもとづく預金通帳の発行、記帳(記帳すべき取引がなかった場合を除く。)もしくは繰越があったこと
- ⑤ 各積立型定期預金規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当行ウェブサイトおよび前条(休眠預金等活用法に係る異動事由)に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発送した日(ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発送した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り。)
- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合、当該事由が生じた期間の満期日
A 払戻し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払戻し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当行からの利子の支払に係るものを除きます。)
B 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)
C 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が公告の対象となっている場合に限り。)
(A) 公告の対象となる預金であるかの該当性
(B) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
D 預金者等からの申出にもとづく預金通帳の発行、記帳(記帳すべき取引がなかった場合を除く。)もしくは繰越があったこと
E 各積立型定期預金規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと
F 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発送したこと。(ただし、当該通知

が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。）

- ③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止された場合、当該支払停止が解除された日
- ④この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分の対象となった場合、当該手続が終了した日
- ⑤法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されている、または予定されていた場合（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、当該入出が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日
- ⑥各積立定期預金規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じた場合、他の預金に係る最終異動日等

15.（複数の預金を組み合わせた商品に係る最終異動日等）

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（前条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

16.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この預金について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者等は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
 - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ①当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ②前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

17.（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

総合口座と組合わせてご利用される方のために

1. (担保口のご説明)

積立型定期預金「うるおい」、「元気ですくすく」の通帳は、総合口座取引のうち定期預金のお取引にご使用になることができます。この場合、これらの通帳は、「総合口座定期預金担保明細帳」(以下、「明細帳」という。)となります。また、総合口座取引規定に次の規定が追加されます。なお、普通預金および明細帳記載の定期預金を担保とする当座貸越の取引は、別にお渡しした「総合口座通帳」に記載します。

2. (総合口座取引追加規定)

- (1) 総合口座取引規定の各条項における「通帳」には、総合口座通帳または、ファーストカードローン通帳(兼総合口座通帳)のほか、明細帳を含むものとします。
- (2) 総合口座取引の定期預金を解約・書替継続するときは、明細帳を提出してください。また、普通預金口座を解約する場合には、総合口座通帳または、ファーストカードローン通帳兼総合口座通帳のほか、明細帳も持参してください。

以上

積立型定期預金規定(うるおい)

1. (預金の預入れ等)

- (1) この預金の預入れは、1口1,000円以上とし当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れることができます。ただし、その解約または書替継続は本店のみで取扱います。本店以外の当行本支店で預入れる場合は、必ず通帳をご持参ください。
- (2) この預金は、口座振替の方法により預入れができます。この場合は別に提出された当行所定の口座振替依頼書記載の約定によります。
- (3) この預金の預入れ口数は当行が定めた口数を限度とします。

2. (預金の種類・継続の方法)

この預金への預入れおよび継続は、口座の満期日の指定の有無により次のとおり取扱います。

- (1) 口座の満期日を指定しない場合(以下、「自由型」という。)各預入れの都度、次の種類の定期預金を作成し、この預金に預入れます。
 - ①各預入日に作成する定期預金の種類は自動継続の期日指定定期預金(預入日の3年後の応答日を満期日とします。)とします。
 - ②前号により預入された定期預金は、満期日に元利合計金額をもって期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても以後同様とします。
 - ③前号による継続の取扱いに際し、継続日が同一日となる定期預金については、これらの元利合計金額を合算した金額をもって1口の定期預金とします。
- (2) 口座の満期日を指定する場合(以下、「指定型」という。)各預入れまたは継続の都度あらかじめ指定を受けた満期日(以下、「指定日」という。)までの期間に応じ、次の種類・方法により定期預金を作成しこの預金に預入れます。

なお、この預金は指定日の1か月前まで預入れることができます。

①預入日から指定日までの期間が1か月以上1年未満の場合

各預入日に、指定日を満期日とする期間1か月から1年未満の自由金利型定期預金（M型）とします。

②預入日から指定日までの期間が1年以上3年以下の場合

各預入日に、指定日を満期日とする期日指定定期預金とします。

③預入日から指定日までの期間が3年超の場合

A 預入日から指定日までの期間が3年超3年1か月未満の場合には、各預入日にまず期間1年の自由金利型定期預金（M型）とし、その満期日に元利合計金額をもって指定日を満期日とする期日指定定期預金に継続します。

B 預入日から指定日までの期間が3年1か月以上5年1か月未満までの場合には、各預入日にまず預入日の3年後の応答日を満期日とする期日指定定期預金とし、その満期日に元利合計金額をもって前2号の方法（この場合「預入日」は「継続日」とします。）により、指定日までの期間（以下、「残りの期間」という。）に応じた定期預金に継続します。

④定期預金のおまとめ

前号による継続の取扱いに際し、継続日が同一日となる定期預金については、これらの元利合計金額を合算した金額をもって1口の定期預金とします。

3.（支払時期等）

（1）自由型の場合

①個別の定期預金は、継続停止の申出があった場合は、満期日以後に支払います。この継続停止の申出は満期日までに行ってください。

②個別の定期預金は、預入日（継続日を含みます。）の1年後の応答日以降、満期日を変更することができます。この場合、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。この通知があったときは、その預金は変更後の満期日以降に支払います。なお、1口の預金の一部について満期日を変更する場合には1万円以上の金額に対して行って下さい。（ただし、その口の残りの金額は1万円以上とします。）また、変更後の満期日から1か月経過しても解約されなかった場合（解約されないまま3年後の応答日が到来した場合を含みます。）は、満期日の変更はなかったものとします。

（2）指定型の場合

個別の定期預金は指定日以後に利息とともに支払います。

4.（利 息）

（1）この預金の利息は、次のとおり計算します。

①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

A 預入金額ごとにその預入日（継続日を含みます。）から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた預入日（継続日を含みます。）における利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

(A) 預入日（継続日を含みます。）から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合

当行所定の「2年未満」利率

(B) 預入日（継続日を含みます。）から満期日までの期間が2年以上の場合

当行所定の「2年以上」利率（以下「2年以上利率」という。）

B 継続を停止した場合における利息は、満期日以後に当該定期預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。

②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

A 預入金額ごとにその預入日（継続日を含みます。）から満期日の前日までの日数について預入日（継続日を含み

ます。)における当行所定の自由金利型定期預金(M型)利率によって計算します。

B 継続を停止した場合における利息は、満期日以後に当該定期預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。

(2) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、および積立型定期預金共通規定第10条第4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法で計算します。

A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%

C 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%

D 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%

E 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%

F 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。

A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満……………前項第2号の適用利率×50%

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。ただし、当該預金口座の残高が当行所定の金額に満たない場合には、預金者本人による手続きの場合に限り、当行所定の本人確認書類を当行所定の方法で提示いただき、本人確認を行なったうえで解約できることとします。

6. (非課税貯蓄限度超過時の取扱い)

この口座が少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、口座振替による預入れ等によりその非課税制度貯蓄限度を超過する場合には次のとおり取扱います。

(1) 口座振替による預入れ等により、この口座の非課税貯蓄限度を超過するときは、口座振替を停止します。

(2) 第2条、第4条に規定する利息の元金への組入れによりこの口座の非課税貯蓄限度額を超過するときは、あらかじめ指定を受けた預金口座がある場合には当該口座にその利息額を入金します。

7. (通帳の記帳方法)

(1) 複数の定期預金を同時期に支払う場合はこれらを合計で記帳させていただく場合があります。

(2) 「お積立残高」欄には、記帳日現在でこの口座にお預りしている定期預金の総額を記帳いたします。

以上

積立型定期預金規定(しあわせ)

1. (預金の預入れ等)

- (1) この預金の預入れは、初回1口1,000円以上とし、2回目以後は、1口1万円以上とします。
- (2) この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。ただし、その解約または書替継続は本店のみで取扱います。
- (3) この預金の預入れ口数は、当行が定めた口数を限度とします。

2. (口座振替による預入れ)

この預金は、口座振替の方法により預入れができます。この場合はあらかじめ当行所定の口座振替依頼書を提出してください。振替日、振替金額、引き落とし方法は、口座振替依頼書記載の約定によります。

3. (満期日)

- (1) この預金口座を開設するときに、満期日とすべき毎年の一定の月および日（以下「特定日」という。）を指定してください。
- (2) 店頭ないし口座振替による預金（以下この預金を「個別定期預金」という。）は、その預入日から最初に到来する約定日を満期日とし、そのお預り期間により期日指定定期預金、期間6ヵ月、3ヵ月の自由金利定期預金（M型）のいずれかとしてお預りします。ただし、特定日の3ヵ月前応答日の翌日から、その特定日の前日までの間に預入れされる個別定期預金は、最初に到来する特定日の1年後の特定日を満期日とする期日指定定期預金としてお預りします。

4. (自動継続)

- (1) 特定日に満期となったすべての個別定期預金は、これをとりまとめ、その元利金の合計額を預入額とする1口の期日指定定期預金として自動的に継続します。（以下この継続した定期預金を「おまとめ定期預金」という。）
- (2) おまとめ定期預金は、預入日から3年後の応答日（以下「最長預入期限」という。）に、1口ごとにその元利金の合計額をもって1口のおまとめ定期預金として自動的に継続します。この継続されたおまとめ定期預金についても以後同様とします。

5. (支払時期等)

- (1) この預金は、満期日（継続したときはその満期日）までに継続を停止する旨を当店に申出があった場合に、満期日以後に支払います。
- (2) おまとめ定期預金の満期日は、1口ごとに預入日から最初に到来する特定日とします。ただし、この特定日から1ヵ月経過しても解約されなかった場合はさらにその1年後の特定日を満期日とします。この特定日から1ヵ月経過しても解約されなかった場合は、その特定日の1年後の特定日（最長預入期限）に1口ごとにその元利金の合計額をもって1口のおまとめ定期預金として自動的に継続します。継続されたおまとめ定期預金についても以後同様とします。ただし、別に継続停止の申出がなされた場合は継続を停止します。
- (3) おまとめ定期預金は、第3条第1項および前項にかかわらず、満期日を次により指定することもできます。
 - ① 預入日の1年後の応答日（据置期間〔1年〕の満了日、継続されたときは継続日の1年後の応答日）から最長預入期限（継続されたときは継続後の預金の最長預入期限）までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は当店に対してその1ヵ月前までに通知を必要とします。預金の一部について満期日を定める場合は、1万円以上の金額で指定して下さい。ただし、その預金の残高が1,000円未満となる場合は、その預金の全額を指定してください。
 - ② 前号により1口のおまとめ定期預金の全部または一部について、満期日が指定された場合（前項によりあらかじめ満期日が指定されている場合も含みます）は、同時にその1口の預金の全部について継続停止の申出があったものとして取扱います。ただし、1口のおまとめ定期預金の一部について満期日が指定された場合、その満期日から1

ヵ月後の応答日（その満期日の1ヵ月後の応答日前に特定日が到来するときは、その特定日）までの間に、満期日が指定された金額が解約されたときは、その口の残りの金額については、満期日が指定された金額が解約された日以降最初に到来する特定日を満期日とし、以後前項と同様の取扱いとします。

- ③第1号により指定された満期日の1ヵ月後の応答日（その満期日の1ヵ月後の応答日前に特定日が到来するときはその特定日）までに満期日が指定された金額が解約されなかった場合は、同号による満期日の指定がなかったものとして取扱います。また同時に継続停止もなかったものとして取扱い、指定のあった満期日以後最初に到来する特定日を満期日とし、以後前項と同様の取扱いとします。

6. (利 息)

(1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

A 預入金額ごとにその預入日（継続日を含みます）から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた預入日（継続日を含みます）における利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

(A) 預入日（継続日を含みます）から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合

当行所定の「2年未満」利率

(B) 預入日（継続日を含みます）から満期日までの期間が2年以上の場合

当行所定の「2年以上」利率（以下「2年以上利率」という。）

B 継続を停止した場合における利息は、満期日以後に当該定期預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。

②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

A 預入金額ごとにその預入日（継続日を含みます）から満期日の前日までの日数について預入日（継続日を含みます）における当行所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって計算します。

B 継続を停止した場合における利息は、満期日以後に当該定期預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。

(2) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合、および積立型定期預金共通規定第10条第4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法で計算します。

A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%

C 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%

D 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%

E 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%

F 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%

②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。

A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満……………前項第2号の適用利率×50%

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(4) この預金口座について少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、利息の組入れによって、この口座の非課税

貯蓄の最高限度額を経過することとなるときは、前条第1項の規定にかかわらず、利息は元金に組入れることなく、あらかじめ指定された引落預金口座に入金します。

7. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。ただし、当該預金口座の残高が当行所定の金額に満たない場合には、預金者本人による手続きの場合に限り、当行所定の本人確認書類を当行所定の方法で提示いただき、本人確認を行なったうえで解約できることとします。

以 上

積立型定期預金規定(元気ですくすく)

1. (預金の預入れ等)

- (1) この預金の預入れは、毎月ごとの預入れの場合は1口1万円以上とし、隔月ごとの預入れの場合は1口2万円以上とします。毎月ごとの預入れの場合は、毎月ごとの預入れとは別に6か月毎に1口1万円以上の預入れができます。
- (2) 前項の預入れは、口座振替により預入れを行います。口座振替は別に提出された当行所定の口座振替依頼書の約定によります。
- (3) この預金は、前項の口座振替のほか、当行本支店および当行の現金自動預入支払機(以下、「ATM」といいます。)でも1万円以上の預入れができます。この場合には必ず通帳をご持参ください。ただし、その解約または書替継続は当店のみで取扱います。
- (4) この預金の預入れ口数は、当行が定めた口数を限度とします。

2. (おまとめ日)

- (1) この預金口座を開設するときには最初の満期日を指定してください。最初の満期日の月および日は以後、毎年の満期日(以下「おまとめ日」といいます。)とします。
- (2) 店頭、ATMおよび口座振替で預入れされた預金(以下、この預金を「個別定期預金」といいます。)は、その預入日から最初に到来するおまとめ日を満期日とし、その期間により、期間1か月、3か月、6か月、1年または満期日を指定する自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。ただし、おまとめ日の1か月前の応答日の翌日から、そのおまとめ日の前日までの間に預入れされた個別定期預金は、最初に到来するおまとめ日の1年後のおまとめ日を満期日とする、満期日を指定する自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。

3. (おまとめ定期預金)

- (1) 最初のおまとめ日に満期になったすべての個別定期預金は、これをとりまとめ、その元利金を預入額とする1口の期間1年の自由金利型定期預金(M型)として自動的に継続します。(以下、この継続した定期預金を「おまとめ定期預金」といいます。)
- (2) 2回目のおまとめ日には、満期になったすべての個別定期預金と満期になったおまとめ定期預金をとりまとめ、その元利金を預入額とする、1口の期間1年の自由金利型定期預金(M型)として自動的に継続します。以後のおまとめ日も同様とします。
- (3) おまとめ定期預金は個別定期預金とは別に、この通帳の所定の頁に記載します。この頁には第1条第3項の方法で

定期預金の預入れはできません。

4. (利 息)

- (1) この預金の利息は、おまとめ定期預金および個別定期預金を1口ごとに、その元金について預入日（継続したときは最後の継続日、以下同様とします。）から満期日の前日までの期間に応じ、預入日現在における店頭表示利率により計算します。
- (2) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (利率の優遇)

- (1) 当行はこの預金に対して利率の優遇を行うことがあります。利率の優遇について当行は、いつでも、優遇条件や優遇内容の変更または中止をできるものとします。
- (2) 利率の優遇があるこの預金を総合口座として扱う場合は、優遇のある利率を貸越利率の基準にします。
- (3) 預入日に利率の優遇を行った場合でも、当行が、その預金が利率の優遇の条件を満たしていないとみなしたときは、預入日から利率の優遇がなかったものとします。
ただし、前項については取扱いの変更はいたしません。

6. (中途解約)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) ただし、おまとめ定期預金は元金1万円単位で満期日前に解約することができます。この場合には、おまとめ定期預金解約後の元金が1万円以上になるようにしてください。
- (3) この預金を本条第1項により満期日前に解約する場合、および積立型定期預金共通規定第10条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について、当行所定の自由金利型定期預金(M型)の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) 預入日に利率の優遇を行ったおまとめ定期預金を満期日前に解約する場合は、解約する元金について、預入日から利率の優遇がなかったものとして前項の方法で支払います。ただし、第5条第2項については取扱いの変更はいたしません。

7. (少額貯蓄非課税制度)

- (1) この預金について少額貯蓄非課税制度の適用を受けるときは、個別定期預金および（または）おまとめ定期預金について、それぞれ少額貯蓄非課税限度額について所定の申込みをしてください。
- (2) 個別定期預金の受入れにより、個別定期預金の少額貯蓄非課税制度の限度額を超過するときは、第1条第1項、第2項にかかわらず、預入れを行わないものとします。
- (3) おまとめ定期預金について少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、第3条第1項、第2項により、おまとめ定期預金の少額貯蓄非課税制度の限度額を超過するときは、規定にかかわらず、すべての個別定期預金の元利金を第1条第2項の口座振替依頼書で指定した振替口座に入金します。

以 上